第3回 栗原地域合併協議会

日 時 平成15年8月28日(木)

午前10時00分

場 所 瀬峰町「テアリホール」

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項
- 5 協議事項

協議第 5 号 合併の期日について

協議第 6 号 新市の名称について

協議第 7 号 電算システム事業について

6 提案事項

協議第 8 号 新市の事務所の位置について

協議第 9 号 慣行の取扱いについて

協議第10号 行政区の取扱いについて

協議第11号 広報・広聴関係事業について

- 7 その他
- 8 閉 会

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会 会長 菅 原 郁 夫

新市の事務所の位置

- 1. 新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。
- 2. 新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分庁方式を含めた総合支所方式とする。
- 3. 合併後5年を目標に新庁舎の建設を図る。建設場所については、築館町周辺とする。

平成 年 月 日確認

(1) 当分の間、築館町役場を本庁舎・・・とした理由

「地方自治法第4条第2項」の解釈からして、宮城県築館合同庁舎、築館税務署、 仙台法務局築館支局、築館公共職業安定所、築館簡易裁判所、築館警察署、築館統 計情報出張所等と同一町に設けることが適当とした。

その他の合理的判断の基準として、栗原中央病院や栗原地域広域行政事務組合(消防本部)公共的法人としての栗っこ農業協同組合や栗原農業共済組合の事務所等の位置をも考慮した。

現代の車社会を考慮し、車で 15 分圏域内(時速 40km)に最も多くの庁舎をカバーできる位置を選択した。(既存7町の庁舎)

高速交通体系としての築館 IC やくりこま高原駅までの所要時間等も考慮した。

近年に極めて発生が高いとされる宮城県沖地震等を考え、災害防災本部機能を確保 するため、耐震対応庁舎の中から選択をした。

(鶯沢町、金成町、花山村庁舎も耐震対応)

(2) 一部分庁方式を含めた総合支所方式・・・とした理由

- 財政及び事務の効率化等を考えると、行政組織を1ヶ所に集中する本庁方式が望ましいが、次の理由から一部分庁方式を含めた総合支所方式とした -

本来、本庁の中枢機能は、1 ヶ所にまとめることが理想であるが、その中枢機能を 1 ヶ所に集中して配置できる庁舎が既存庁舎にはないため、一部中枢機能を複数庁舎に配置し、分庁機能を持たせる必要がある。

住民サービスの低下を招かない組織、機構を優先し、各地域住民の利便性を図るため、住民サービスの窓口となる部門を総合支所として残す必要がある。

地域に密着した効率的な保健指導や介護予防、生活支援サービス等を提供するため、 保健、福祉部門の機能を総合支所に残す必要がある。

各地域における産業振興や基盤整備の推進等を図るため、事業部門を総合支所に残す必要がある。

既存する 10 町村の庁舎を有効的に利用し、住民課題に迅速かつ的確に対応するため総合支所方式として残す必要がある。

(3)合併後5年を目途に新庁舎建設を図る・・・とした理由

人口規模が 80,000 人程度となる新市の行政組織を複数庁舎に機能分散し続ける事は、行財政の運営上非効率的である。

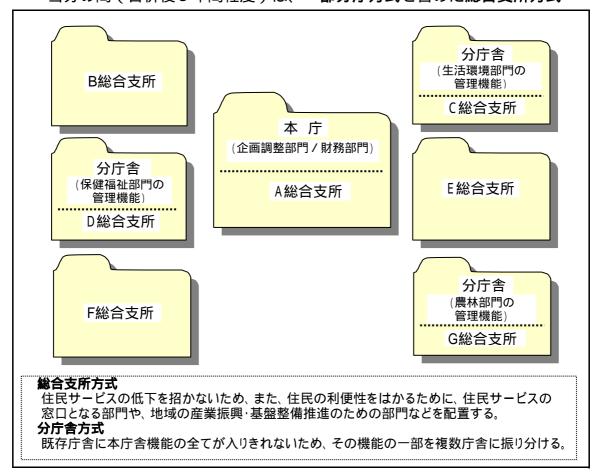
新庁舎を持つことにより、住民意識の中に旧町村の枠組みを超えた新市の一体感が 醸成される。

行財政運営の効率化を図ることにより、少ない経費でより高い水準の行政サービス の提供が可能になる。

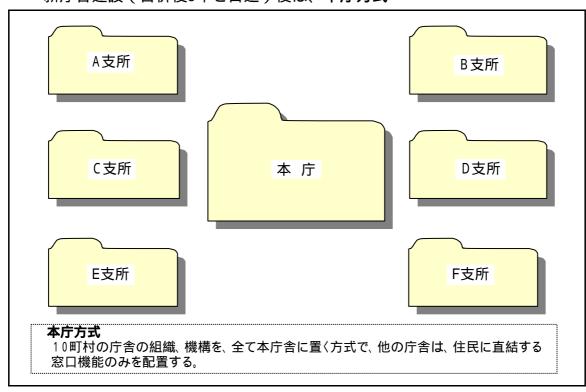
財政支援策としての合併特例債を充当するため、特例期限内の建設を図る。

庁舎配置イメージ

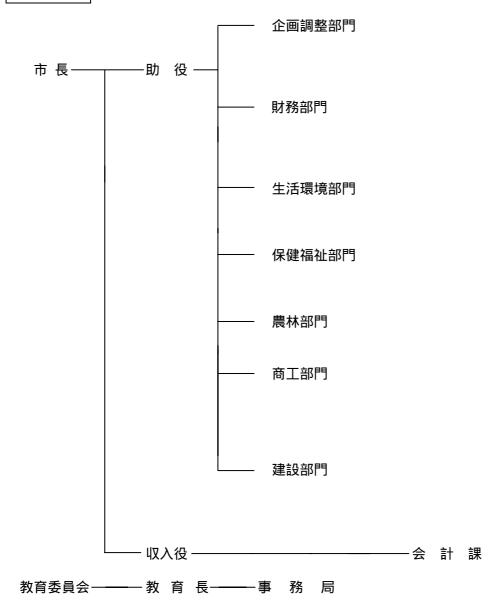
当分の間(合併後5年間程度)は、一部分庁方式を含めた総合支所方式



新庁舎建設(合併後5年を目途)後は、本庁方式



参考:北上市



水道部門

議			会-	,	-事	務	局
農	業 委	員	会	<u>-</u>	事	務	局
選挙	管理	委員	会		事	務	局
監	查	委	員		事	務	局
固定資	産評価	審査委	員会-		事	務	局

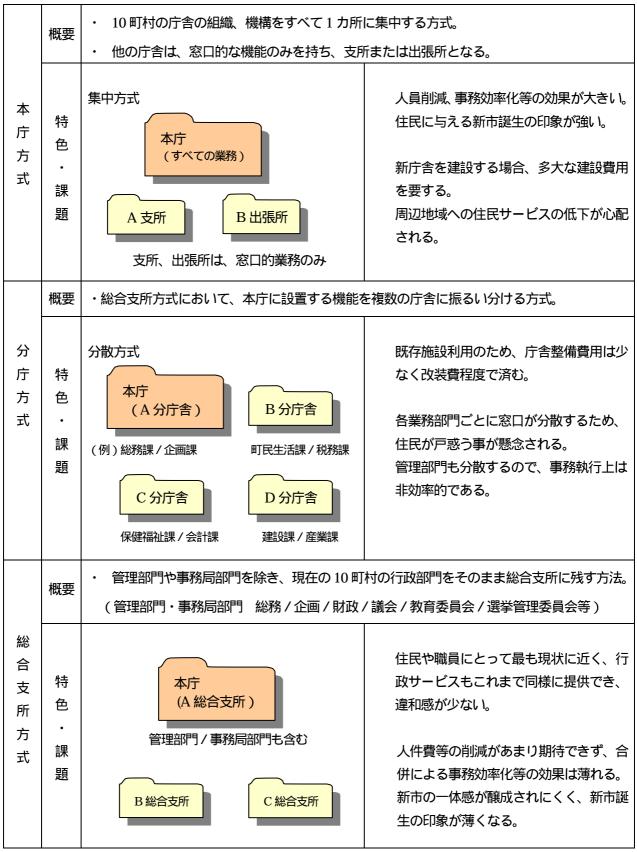
栗原地域合併協議会の調整方針

亩田动人夕(炒叉动人)	ハギスノニガンギスト	4
専門部会名(総務部会)	万科会(行政为科会)	-1

協定項目	新市の事務所の位置	関係項目							
	1.新市の事務所の位置は、当分の間、現在の築館町役場の位置とする。 2.新市の事務所の設置方式は、新庁舎建設後は本庁方式とするが、当分の間、一部分F	- 方式を含めた総合支所方式とする							
	2. 新中の争物所の設置方式は、新川 音建設後は平川 万式とするが、ヨガの間、一部カ川 万式を含めた総合文所 万式とする。 3. 合併後 5 年を目標に新庁舎の建設を図る。建設場所については、築館町周辺とする。								

							参		考		Ę	Ī		項							
	頁 目		築館町	5		5	栗駒町	Ī	高清水町		一迫町		瀬峰町	Í	鶯沢町		金成町	志	波姫町	花	山村
地	住所 (事務所の位置)	薬師1丁	目7番1号	字川南戸の	の西 4 番地	岩ヶ崎六日	∃町69番地	字中町 3	9番地	真坂字清	情水田河前 5 番地	藤沢字下 の 1	藤沢118番地	字南郷辻前	前74番地の1	沢辺字町	沖200番地	沼崎堰畑	1 4 3 番地	字本沢北ノ	前77番地
地理的条	公共交通 (鉄道・バス等)	JRバス宮交栗原		くりでんえ	告柳駅 徒歩15分 バス	、 くりでん! 宮交栗原/	栗駒駅 徒歩3分 バス	JRバス 徒歩5分 宮交栗原	(高清水駅) う ほバス	宮交栗原	₹バス	JR瀬峰 宮交栗原	駅徒歩 5 分 iバス	くりでん類 宮交栗原	鶯沢駅 徒歩 1: バス	分くりでん 宮交栗原	沢辺駅 徒歩5分	東北新幹線 徒歩15分 宮交栗原	なくりこま高原駅 } バス	宮交栗原バ	ス
件	主要アクセス道 (国・県道)			東北自動車若柳国道39	・金成IC	国道45県道中田県		国道4号 県道古川 県道鹿島	1/ナミカル白	国道39 県道栗駅	5 - 山山山台	県道古川 県道河南 県道田尻	ī築館線	国道45県道築館頭	7 号線 栗駒公園線	東北自動 若柳 国道4号 県道中田	・金成IC 線	国道4号		国道398県道花山一	
	建築年(竣工)	:	平成7年	昭	和52年	昭	和35年	B	召和 3 7 年	В	召和55年	瑕	四和40年	ম	☑成2年	4	^Z 成 1 1 年	昭	和37年	<u>Ψ</u> .	成7年
	構造	鉄筋コン	クリート造4階	鉄筋コン [・]	クリート造3階	鉄筋コンク	クリート造3階	鉄筋コン	/クリート造2階	鉄筋コン	/クリート造 3 階	鉄筋コン	クリート造2階	鉄骨造2	皆	鉄筋コン	クリート造 3 階	鉄筋コン	クリート造 2 階	鉄筋コンク	リート造 2 階
	昇降設備	:	有・1 基		無		無		無		無		無		無	有・1基		無			無
建	延べ床面積	6	, 0 2 6 .66m²	5	, 5 5 3 m²	2 ,	, 0 9 2 m²	1	, 2 3 7 m²	3	3 , 8 7 5 m² 1 , 2 5 3 .05m² 1 , 5 0 3 .27m		5 0 3 .27m²	4 , 4 1 3 .01m²		1 , 9 1 7 .74㎡		2 , 0 4 7 m²			
物・敷	敷地面積	1 8	, 5 6 7 .00㎡	2 0	, 8 4 2 m²	2 ,	, 5 8 1 m²	5	, 5 8 2 m²	1 (10,138m ² 3,76		7 6 3 .53m²	8 , 4 4 5 .06m²		1 5 , 9 7 8 .24m²		5 , 0 0 4 .89m²		2 , 6 9 8 m²	
地関係	駐車場		200台	2	200台	100台		5 0 台			150台		100台		80台		200台		7 8 台	6	0台
1余	会議室の数		8室		5室	2室		3室			8室		1室		2室		12室		1室		2室
	会議室の収容人員		120人	1	24人		5 0人		70人		230人		3 0人		3 0人		300人		2 0人	3	0人
	議場の席数	議員席	2 6	議員席	2 0	議員席	1 8	議員席	1 4	議員席	2 0	議員席	1 8	議員席	1 4	議員席	1 8	議員席	2 1	議員席	1 0
		執行部	2 7	執行部	2 4	執行部		執行部		執行部	2 2	執行部	1 6	執行部	2 0	執行部	1 9	執行部	2 0	執行部	1 0
備考						議場は、同じて使用して使用して	している。	れたもの スが移動	Oいては固定化さ Oでなく、机、イ D可能で、閉会時 I的会議室として Cいる。												

庁舎の設置方法



メリット デメリット

新市の事務所の位置に関する法令

【本庁舎の位置】地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋 地方公共団体の事務所の設定又は変更

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようと するときは、条例でこれを定めなければならない。

前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

注)事務所の位置、支所、分庁舎等については、議会議員の3分の2以上の同意をもって条例で定めるという規定であるが、新設合併の際は、合併協定書に基づき新市の長の職務執行者の専決処分によって条例は制定される。

【支所、出先機関】地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋 支庁・地方事務所・支所等の設置

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させる ため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁(道にあっては支庁 出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあっては支所 又は出張所を設けることができる。

支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管 区域は、条例でこれを定めなければならない。

第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

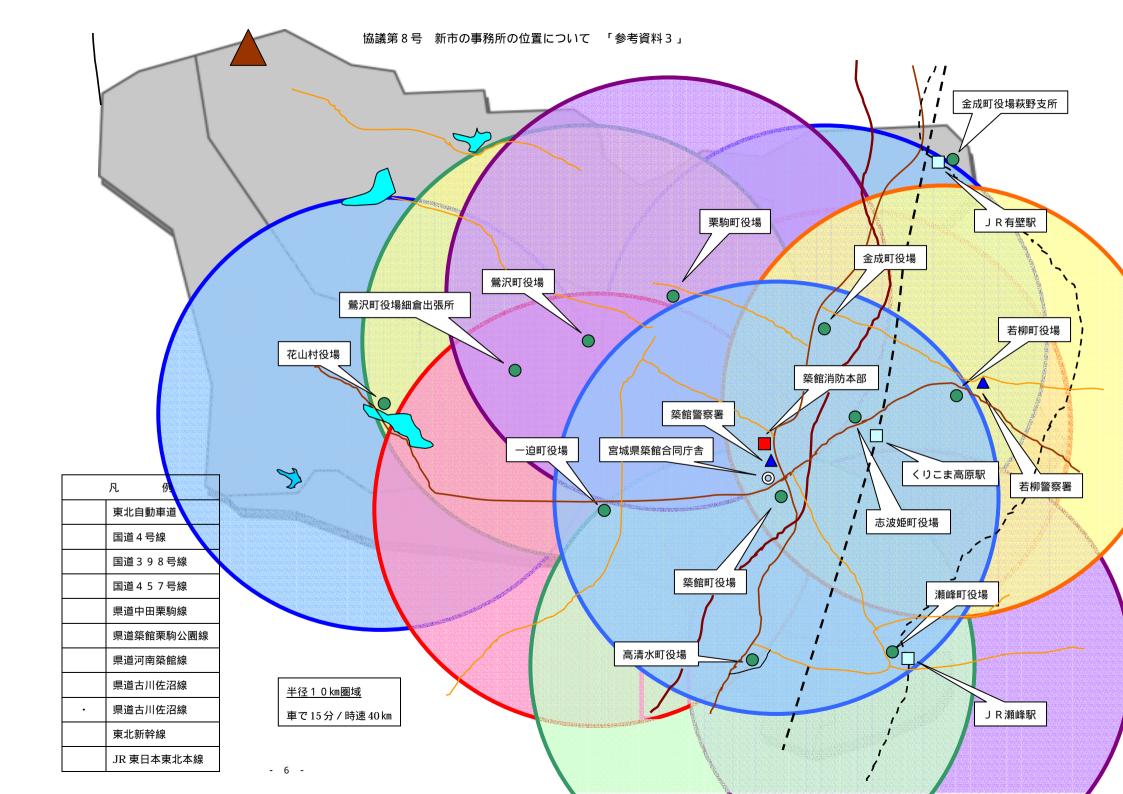
注)本法により支所と称するのは、市区町村の特定区域を限り主として市町村 の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものであって、土木、 勧業その他特定の事務のみを分掌させる事務所は、法にいう支所ではない。 法に規定する支所である限り出張所等の他の名称を使用することは適当で ない。

行政機関等の設置

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除く外、 法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を 設けるものとする。

前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。 第4条第2項の規定は、第1項の行政機関の位置及び所管区域にこれを 準用する。

注)特定の行政を処理する行政機関の位置及び名称は条例で定める。



協議第9号

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会 会長 菅 原 郁 夫

慣行の取扱い

市章、市民憲章、市木、市花、市鳥、市虫及び市歌については、必要に応じて、新市において定めるものとする。

宣言については、新市において調整するものとする。

表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町(村)民等の処遇についても、新市において調整するものとする。

平成 年 月 日確認

専門部会名(総務部会) 分科会(行政分科会) -1

協 定 項 目 慣行の取扱い 関 係 項 目 町村章・町村民憲章・宣言・名誉町村民表彰・功労者表彰、一般表彰・その他表彰関係

調整方針・調整内容 宣言については、新市において調整するものとする。
表彰等については、新市において調整するものとする。なお、現在の各町村の名誉町(村)民等の処遇についても、新市において調整するものとする。

					参	考 事	項				
協議	項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
	制定時期	昭和35年3月15日	昭和39年12月25日		昭和38年12月28日		昭和39年4月		昭和40年09月30日		昭和43年9月27日
町村章	由来	は産業の限りない繁栄、	を、上部の鋭角は発展と 飛躍を象徴したものを意 味する。	円形は人の和と繁栄を 表し、下部の三角は、明	それは町名の起因でもありますが、その水を中心に集落する高清水町は、この円周のように仲良く	ち」を図案化したもの で、融和と豊かな町の進	両翼の鋭角は町の発展と	化したもので、下の鳥は 平和の象徴 = 鳩を表し、	1 金成町の「カ」を 図案化し 2 円形は町民の団 結・融和・協力を表現 3 斜め三角形は町の 発展と躍進を表現	「シ」の図案化、町勢 の発展と和を力強く象徴 したもの。	図案は、「ハナヤマ」 の「ハナ」を表し、「ハ ナ」は、上に向う躍進を 意味し、又山も意味して います。 円は、平和協調と地域 性を強調しています。
	制定時期	昭和46年12月20日	昭和54年12月1日	昭和48年4月1日	昭和57年3月18日	昭和53年11月3日	平成13年10月1日	昭和50年4月1日	昭和60年1月1日	昭和50年1月1日	昭和60年1月1日
町村民憲章	内 容	ける豊かなまちをつくりましょう。 1 あたたかい心でいいでいるをからいでであるからいましょう。 2 教養をのまらかからいましょう。 3 教をのまちをつくりましょう。 4 では、おからいりましょう。	私たちには、この恵まえさには、これましていまで、これましていまたいのでは、いまでは、いまでは、いまでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	この恵意章をはれる。 かまます。 私 . 一般では、 一般	喜びます。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいている。 をはいる。 をない。 をない。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をない。 をないる。 をない。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をない。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をない。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をないる。 をない。 をな。 をない。 をな、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	みよいで、で民ろ章 、つ やま 新う愛 きのうで きく かしていまがを てこ がい は然住 よ 豊る。だ はよい でを せい でを はい 、つ か が が が が が が が が が が が が が が が が が が	すみよいでは、大きな、大きな、生り、けり、みず笑すでは、いいいいでは、いいいいがは、かいいいがは、かいいいがは、かいいがは、かいいがは、かいいがは、かいがは、か	ー、きまりよい住みよい 町をつくりましょう ー、あたたかい福祉の町 をつくりましょう ー、希望もち明るい町を つくりましまう ー、郷土を受し文化の町 をつくりましょう	1 郷土の自然を愛し, 美しい町をつくりましょう 1 健康で明るい,住み よい町をつくりましょう	にしましょう 1 人々を大切にし気持 ちよい町にしましょう 1 たがいに助け合って 美しい町にしましょう 1 きまりを守り住みよ い町にしましょう	2 力を合わせ、うるおいのある住みよい村をつくりましょう。 3 手をつなぎ、助け合う明るい村をつくりま
町村木		イチョウ	ヤナギ	くり	かつら	マツ	桜	梅	ケヤキ	梅	ブナ
町村花		キンモクセイ	サクラ	シャクナゲ	すいせん	アヤメ	ふじ	菊	ハギ	コスモス	アズマシャクナゲ
町村鳥			はくちょう								
町村虫									蛍		
町村民歌		築館町町民歌		栗駒町町民歌		一迫町町民歌		鶯沢町町民歌			
		非核・平和の町宣言	スポーツの町宣言	交通安全の町の宣言	青色申告推進の町宣言	青色申告推進の町	非核・平和の町宣言		交通安全の町の宣言	交通安全の町の宣言	
		健康都市宣言		人権尊重の町の宣言		スポーツの町宣言					
宣言	名 称	米輸入自由化反対の町宣言				生涯学習の町宣言					
		スポーツの町宣言									
1		築館町表彰条例	若柳町表彰条例	栗駒町表彰条例	高清水町表彰規則	一迫町表彰条例	瀬峰町表彰条例	鶯沢町表彰条例	金成町表彰条例	志波姫町表彰規則	花山村表彰条例
+ +/^^		築館町名誉町民に関する条 例	若柳町名誉町民条例	栗駒町名誉町民条例	高清水町名誉町民条例	一迫町名誉町民条例		鶯沢町名誉町民条例	金成町名誉町民条例	志波姫町名誉町民条例	花山村名誉村民条例
表彰等					高清水町職員表彰規程					志波姫町一般職員の永年勤 続表彰等基準	
参考事項			町村長及び町村議会議員の 礼遇に関する条例	栗駒町特別職の礼遇に関す る条例	高清水町特別職にあった者 の礼遇に関する条例		瀬峰町の特別職にあった者 の礼遇に関する条例		金成町礼遇条例	志波姫町礼遇条例	花山村特別職の礼遇に関す る条例
		さいたま市(平成13年 5月 西東京市(平成13年 1月2	1日合併)1.市章·市の木・ 21日合併)1.市章は、新市に 1日合併)1.市章、市民憲章	こおいて調整する。2.市の木	、花、鳥は、新市において調	整する。3.市民憲章、高齢者	活憲章、都市宣言については、	新市において調整する。	市宣言については、新市にあ	らいて検討する。	

|あきる野市(平成 7年 9月 1日合併)1.市章は、新市において新たに定めるものとする。2.市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。

協議第10号

行政区の取扱いについて

行政区の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会 会長 菅 原 郁 夫

行政区の取扱い

行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、 新市において検討するものとする。

行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名(町、村の表記は除く)を付ける。(但し、すでに付いている名称を除く。)

平成 年 月 日確認

協 定 項 目 行政区の取扱い

関係項目町村、字名の名称(行政区)

調整方針·調整内 容 行政区については、当面、現行制度を継続する。行政区の再編については、新市において検討するものとする。

行政区の名称については、すべての行政区の名称の前に旧町村名(町、村の表記は除く)を付ける。(但し、すでに付いている名称を除く。)

				参	考	事項				
協議項目	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
<u>X</u> Xの名称	行政区数:38地区 上町区	行政区数:40地区 三田鳥区	行政区数:50地区 耕英区	行政区数:13地区 一 区	行政区数:33地区 一迫南沢区	行政区数:17地区 野沢区	行政区数:9地区 秋法上区	行政区数:25地区 宇南区	行政区数:17地区 宮中区	行政区数:14地区 宿区
資料	南中西北下東伊伊駅坂館赤成佐萩高下上中下蟹八横太秋本八宮宮留留芋花大黒根沖 ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	有上町下大大福新新北中元元元片片大荒並十我北新上南下下八川南大新大峯内・米米多賀在舘在林林岡町町浦町町町町町町袋町柳文門二山町大町町木原二目田畑区谷区ヶヶヶ賀区区区一二区一二三十二区区区学区股区区通一二区区又区区区 区 一二区区区区区 区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区	《滝日馬三若茂六八四東下上上中中上猿猿里深鳥鳥鳥荒新角川川山中下高清宝大大大八桜桜菱栗栗芋渡泉田町西人/照場丁木庭日日日方小小小野野野飛飛谷谷沢沢沢砥田ヶ東西口文文松水領鳥鳥鳥帽田田沼原原好丸沢高田田宮原田区区区区区区区区区上下区区上下 区区区区区区区区区区区区区区区区层岸区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区	二三四五六七八九十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	大竹曽本一 荒 清清保輝 八 嶋清東金新滝川大高高 荒荒 大大本一狐狐姫 如用片烂館の根町迫町水水呂井幡外水町田町野北崩橋橋町町川川沢本崎崎松区区子門区内区区中区一二羽区区区目区中区区区区下上下上口口区松一二南沢区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区	家中上牛川上下宫藤下下瀬新中上小公 荒荒 渕前富富小田田藤嶺田藤藤深区町町区区区区路区区沢区沢沢沢沢沢区町町区区区区路区区沢区沢沢沢沢沢区区 区区区区 原 区 区区区区	、秋森駒駒堰 八 日袋 公法下場場根 沢 向区 下区上下区 区 区	,沢沢姉姉梨小金金金金畑畑有有有末藤赤普上下小岩大門辺辺歯歯場足成成成一二壁壁壁野渡児賢片片迫崎原記上下上下下区南南北東区区一二三区戸区堂馬馬区平木区区区区、一二区区 区区区 区 区合合 形区区 区区区 区区区 区区区 区区区区区 区区区区区区区区	T山里新南北上中下城町十荒橋熊大間 - の区田区区区区内区文町本谷平海区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区	日程荒大上小天座花北松金中浅 区区区区区畑沢区沢前原区区区 区区区区区地沢区沢前原区区区 区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区区
		十文字区(若村	卯町、志波姫町) 新田区(若柳	河町、栗駒町、志波姫町) ノ	【幡区(栗駒町、一迫町)	官町、鶯沢町) 芋埣区(築館町 ・ ・) 根岸区(築館町) 栗原根属		打、一迫町、志波姫町)		
			丁、一迫町、志波姫町) 荒町		荒町区、上荒町区(瀬峰	町) 畑区(一迫町) 畑一区(
			ものとする。ただし、同一又は ものとする。ただし、同一又I			前に と旧町村名を付ける。 する住民と協議し、調整後に決	l Prする。			

協議第11号

広報・広聴関係事業について

広報・広聴関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年8月28日

栗原地域合併協議会 会長 菅 原 郁 夫

広報・広聴関係事業

新市においても、広報紙を発行するものとする。

- ・発行回数は月1回とし、発行日は1日とする。
- ・広報紙の配布物については、現行どおり行政区長を通じて配布するもの とする。
- ・広報紙の編集にあたっては、広報編集委員会等を設置して広報紙の発行 が円滑におこなえるよう、新市において調整する。

新市における要覧については、4年に1回発行するものとする。

広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取 し市政に反映できるように、新市において調整する。

ホームページについては、新市において新たに開設するものとする。

協 定 項 目 広報広聴関係事業の取扱い	関係項目 広報紙の作成、発行、配布・地区懇談会・その他広報・ホームページ
----------------------	--------------------------------------

新市においても、広報紙を発行するものとする。発行回数は月1回とし、発行日は1日とする。 広報紙の配布については、現行どおり行政区長を通じて配布するものする。広報紙の編集にあたっては、広報編集委員会等を設置して、広報紙の発行が円滑におこなえるよう、新市において調整する。 調整方針·調整内 新市における要覧については、4年に1回発行するものとする。 容 広聴事業については、懇談会やその他の広聴制度により住民の意見を聴取し市政に反映できるように、新市において調整する。

ホームページについては、新市において新たに開設するものとする。

				参	考事	項				
協議項	目 築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村
1 . 広報紙 1.名称	広報つきだて	広報わかやなぎ	ふれあいくりこま	広報たかしみず	広報いちはさま	広報せみね	広報うぐいすざわ	広報かんなり	広報しわひめ	広報はなやま
2.発行日・		毎月1日・4,650部	毎月1日・4,600部	毎月1日·1,550部	毎月1日・3,200部	毎月1日・2,200部	毎月1日・1,900部		毎月1日・2,500部	毎月1日・800部
3.規格	A 4 判	A4判	A4判	A 4 判	A 4 半J	A 4 判	A 4 判	A 4 判	A 4 判	A 4 判
	16ページ(平均)	20ページ(平均)	22ページ(平均)	14-18ページ	20ページ(平均)	16ページ(平均)	16ページ(平均)	20ページ(平均)	18ページ	12ページ
	2 色 (年2回表紙・裏表紙のみカラー)	2色 (年1回新年号表紙·裏表紙	2 色 (年2回1月·2月のみカラー)	2 色 カラー(表紙、裏表紙、中2)	2 色 カラー (表紙、裏表紙、中2)	2色	2色	2 色 (表紙・裏表紙のみカラー)	2 色 (1月表紙・裏表紙のみカラー)	2 色 (1月のみP1、2カラー)
	(牛/回农訊:表农訊の65万)—)	(牛・四新牛与衣紙・製衣紙 のみカラー)	(年2回1月・2月ののカラー)	(年2回1月・2月のみカラー)	(年2回1月・8月のみカラー)			((((((((((((((((((((「月収証・表収証ののカリー)	(1/30/07/1, 2/1/2-)
4.予算	2,602,000円	2,584,000円	4,294,000円	1,630,000円	4,310,000円	2,980,000円	2,025,000円	2,030,000円	1,522,000円	2,400,000円
(印刷製		ページ単価:2色 1円70銭	ページ単価:2色 2円50銭	ページ単価:2色 3円80銭	ページ単価:2色 1円64銭	ページ単価:2色 4円05銭	ページ単価:2色 2円80銭	ページ単価:2色 1円95銭	ページ単価:2色 1円95銭	ページ単価:2色 17円00銭
5.編集方法	ページ単価:カラー 4円00銭 各課 広報係 委託業者	ページ単価:カラー 3円90銭 各課 広報係 委託業者	ページ単価:カラー 3円90銭 各 課 広報係 委託業者	ページ単価:カラー 8円80銭 各課 広報係 委託業者	ページ単価:カラー 2円94銭 各課 広報係 委託業者	各 課 広報係 委託業者		ページ単価:カラー 5円60銭 各課 広報係 委託業者	ページ単価:カラー 5円20銭 各 課 広報係 委託業者	ページ単価:カラー 29円00銭 各 課 広報係 委託業者
J. 洞雨来/] //2	校正 3回	校正 3回	校正 3回	校正 2回	校正 2回	校正 2回	校正 3回	校正 3回	校正 4回	校正 2回
6.配布方法										
区域内		行政区長 全世帯(事業所含む)		行政区長 全世帯	行政区長 全世帯(法人含む)	行政区長 全世帯	行政区長 全世帯(法人含む)		行政区長 全世帯	行政区長 全世帯
区域外	等 郵送(無料) 200件 希望者、各町村役場、学校、	郵送(無料) 150件 希望者、各町村役場、学校、	郵送(無料) 130件 各町村役場、学校、	郵送(無料) 50件 希望者、各町村役場、学校、	郵送(無料) 150件 各町村役場、学校、	郵送(無料) 370件 各町村役場、学校、希望者	郵送(無料) 526件 各町村役場、学校、	郵送(無料) 130件 各町村役場、学校、希望者、	郵送(無料) 150件 各町村役場、学校、	郵送(無料) 70件 各町村役場、学校、希望者
	新道機関 等	和宝有、古町村技場、子校、 報道機関 等	報道機関 等	和宝有、古叫的技场、子仪、 報道機関 等	報道機関 等	報道機関 等	報道機関 等	報道機関 等	日	日
		郵送(有料:140円) 15件	郵送(有料:120円) 15件		郵送(有料:120円) 54件		郵送(有料:120円) 11件		郵送(有料:100円) 63件	
		希望者	希望者		希望者		希望者		希望者	
<u>その他</u> 7.主な内容		窓口、各課、保存用 100部 ・特集	窓口、各課、保存用 20部 ・町の出来事	<u>窓口、各課、保存用 180部</u> ·特集記事	窓口、各課、保存用 150部 ・毎月の特集	窓口、各課、保存用 180部 ·特集記事	窓口、各課、保存用 300部 ・特集	窓口、各課、保存用 100部	窓口、各課、保存用 187部 ・特集	窓口、各課、保存用 20部
7.土な内谷	・	· 付集 · まちかど	·町長日記	· 村朱記事 · 町の話題	・サイの行業 ・YYひろば(子供作品)	・保健だより	・行来 ・行政ニュース	·特集 ·生涯学習広場	· 村朱 · 町内の出来事	·表紙 ·特集
	·特集	インフォメーション	・いきいき生涯学習	・ふれあいクラブ	·I LOVE 一迫	・エプロンメモ	・町の話題	・生涯学習カレンダー	・町民生活のページ	・各種制度のお知らせ
	・町の話題	・健康とくらしのページ	・ふれあい広場	・町史編纂だより	(嫁・婿紹介)	・年金だより	・ふれあいスクウェア	·町民俳壇	・お知らせ	・地域のわだい
	・トピックス	・生涯学習のページ	お知らせ広場	・みんなの健康	・青春リレー(若者紹介)	·町民広場	・あなたとまちのHot Line	· 短歌会詠草	・健康のページ	・ほけん・ふくし
	・みんなで図書館・公民館だより	・農業委員会のページ・みんなの交差点	·健康づくりページ ·町民カレンダー	・お知らせ	・豆知識 ・健康がいちばん(保健課)	· お知らせ · 故郷への想い	・お知らせ ・町民べんり帳	· 街角スケッチ · 駐在所からのお知らせ	・町民の紹介 ・戸籍関係	·ミニ情報 ·行事予定表
	・健康のページ	・町からのお知らせ	・みんなのさくひん		・健康がいらはん(保健課) ・生涯学習ページ	(東京瀬峰会だより)	「町氏へんが恢	・求人情報	一种涂涂	11]争了足衣
	・情報ひろば	・ヤングスポット	・ベストクッキング		(生涯学習課)	・町のうごき、よろこび、		こんにちは町長です		
	・催し案内「イベント」	・こちら窓口です	・公民館レポート		・町の話題(出来事報告)	かなしみ		・広報の窓		
	・人の動き				・ハローアダムです			·告知版		
					(ALT記事) ・文芸コーナー(短歌・俳句)			·保健定例行事 ·はじめてのお誕生日		
					・町からの伝言			·祝日休日当番医院		
					(各課お知らせ)			・みんなの作品展		
	0.7.0/!!	0.7.0/11	0.7.00/11	0.7.0/1	0.7.0/1	0.7.0/1	0.7.00/11:	· 冠婚葬祭関係	0.70/11	0.7.0/1
8.その他 点字広	8.その他 報 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし	8.その他 なし
英語広		なし	なし	なし	なし	なし なし	なし	なし なし	なし	なし なし
広報モ:		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
広報編:	集委員会 なし	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
2.要覧の作成		平成 6年12月	平成8年4月	 平成14年12月	亚代12年2日	亚代 1 1 年 1 1 日	亚世 1 1 年 1 2 日	亚代1(年1日又完	平成12年3月	平成11年3月
	3 平成15年9月予定 	平成 0年12月	半成8年4月	平成 4 年 2 月	平成13年3月	平成13年12月	平成11年12月	平成16年3月予定	平成 12年3月	<u> </u>
1.懇(座)診	炎会の ・地区民の要請に応じて開催	・2年に1回の開催	・地区民の要請に応じて開催	・年に1回の開催	・年に1回の開催	・必要に応じて開催	・年に1回の開催	・必要に応じて開催	・年に1回の開催	・地区民の要請に応じて開催
開催		・座談会の開催(担当課単位)		・座談会の開催(担当課単位)			·座談会の開催(担当課単位)		・懇談会の開催(担当課単位)	・懇談会の開催(担当課単位)
2.その他 4.ホームペーシ	 ジ 宮城県築館町		·意見箱の設置 宮城県栗駒行政ホームペー	ジョウェー	 宮城県一迫町	瀬峰町		 宮城県金成町	·[広報しわひめ」の封書折込 志波姫町ホームページ	花山村
4. ホームペーン 主な内容	/	石柳町 若柳町からのお知らせ	HOME	ン 高浦小町 トップ	呂城県一垣町 お知らせ	瀬峰町について	鳥バ町 町の紹介	呂城宗並成町 ホーム	一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	በይЩሳህ What's New
7.61.10	町の紹介	町の紹介	町長室	町の紹介	町の業務案内	暮らしの情報案内	町じまん、みどころ	金成町の情報	町長あいさつ	自己紹介
	観光·施設	広報	議事堂	町の歴史	施設案内	観光案内	鶯沢エコタウンの概要	金成町の歴史	各種団体イベント紹介	イベント&トピックス
	暮らし	観光	観光情報	七清水	町の紹介	せみねイベント情報	リサイクル、環境情報	金成町の観光	例規システム公開版	花山村ガイド
	宅地分譲 業務案内	農業 ギャラリー	広場 事務室	施設案内 町からのお知らせ	広報いちはさま 特産物	今月の広報せみね 町からのお知らせ	│ 各種リンク 今月のトピックス	新着情報 金成町にお住まいの皆様へ	メール	掲示板 特産物
	サンク まが来り	宿泊施設	サが主 LINK	生涯学習	ろまん館だより	町長から皆さんへ	ラ月のドレックス	立成門にの住まれの自体へ		リンクの広場
	広報つきだて	施設		統計資料	リンク集	瀬峰写真館				
		リンク		リンク	ご意見・ご感想	掲示板				
		掲示板				施設予約				
		カレンダー サイトマップ				リンク集				
		ソイトマップ				瀬峰町例規集				
		1 お聞い言わせ								
		お問い合わせ 役場業務案内								